

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 4 年 6 月 1 日 至 令和 5 年 5 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 社団 清寿会

①  財團  社團 (  出資持分なし  出資持分あり )

②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他

③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄  
の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 浜松市中区布橋 3 丁目 9 番 10 号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載  
すること。

(3) 設立認可年月日 平成 7 年 6 月 27 日

(4) 設立登記年月日 平成 7 年 7 月 12 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	杉浦 清	
理 事	杉浦 さよ子	
監 事	清水 幹弘	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」  
以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療  
法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載する  
こと。（医療法第 47 条第 1 項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 49 条の 4 参照）

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	杉浦内科	浜松市中区布橋3-9-10	一般病床 無床 療養病床 無床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。  
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【　】書で記載すること。  
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年 7月22日 令和3年度決算の決定  
令和5年 5月31日 令和4年度の事業計画及び收支予算の決定

## 様式2

法人名 医療法人 社団 清寿会  
 所在地 浜松市中区布橋3丁目9番10号

※医療法人整理番号

財 産 目 錄  
 (令和5年 5月 31日現在)

1. 資 産 領	11,313 千円
2. 負 債 領	14,264 千円
3. 純 資 産 領	△ 2,951 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	6,710
B 固定資産	4,603
C 資産合計 (A+B)	11,313
D 負債合計	14,264
E 純資産 (C-D)	△ 2,951

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

## 様式3-4

法人名 医療法人 社団 清寿会

所在地 浜松市中区布橋3丁目9番10号

※医療法人整理番号 □□□□□

## 貸 借 対 照 表

(令和 5年 5月 31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	6,710	I 流動負債	8,367
II 固定資産	4,603	II 固定負債	5,897
1 有形固定資産	1,984	負債合計	14,264
2 無形固定資産	161	純資産の部	
3 その他の資産	2,458	科目	金額
		I 資本金	15,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	△ 17,951
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	△ 2,951
資産合計	11,313	負債・純資産合計	11,313

## 様式4-2

法人名 医療法人 社団 清寿会  
 所在地 浜松市中区布橋3丁目9番10号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
 (自 令和4年 6月 1日 至 令和5年 5月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	17,413
2 事業費用	16,266
本来業務事業利益	1,147
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	1,147
II 事業外収益	102
III 事業外費用	14
IV 特別利益	1,235
V 特別損失	14
税引前当期純利益	1,249
法人税等	183
当期純利益	1,066

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

監事監査報告書

医療法人 社団 清寿会  
理事長 杉浦清殿

私（注1）は、医療法人社団清寿会の令和4会計年度（令和4年6月1日から令和5年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年 7月 23日

医療法人 社団 清寿会

監事 清水 幹弘



（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。